

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類  
(吸収分割に係る事前開示事項)

2024 年 2 月 5 日

東京瓦斯株式会社

2024年2月5日

## 吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区海岸一丁目5番20号  
東京瓦斯株式会社  
代表執行役社長 笹山晋一

東京瓦斯株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収分割承継会社とし、株式会社ヒナタオエナジー（以下「分割会社」といいます。）を吸収分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

#### 2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して一切の対価の交付をいたしません。当社は、本吸収分割の効力発生時点において分割会社の全株式を所有していることから、当社はこれを相当であると判断いたしました。

#### 3. 会社法第758条第8号に掲げる事項についての定め

該当事項はありません。

#### 4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

#### 5. 分割会社についての計算書類等に関する事項

##### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

##### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 自己株式の取得

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しました。なお、2024年1月23日までの買付をもって、当該自己株式の取得について、取得を終了しました。

- ① 買付期間 2023年5月8日～2024年3月31日（約定ベース）
- ② 買付株式数 53百万株
- ③ 買付総額 113,000百万円
- ④ 買付方法 東京証券取引所における市場買付

(2) 自己株式の消却

当社は、2024年1月31日に開催した取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施を予定しております。

- ① 消却する株式の種類 当社普通株式
- ② 消却する株式数 34,422,900株
- ③ 消却実施日 2024年2月19日

(3) 株式取得及び子会社の異動

当社は、2023年12月28日付で、当社の100%出資子会社東京ガスアメリカ社が出資する米国テキサス州のガス開発・生産事業会社TG Natural Resources LLC（以下「TGNR社」といいます。）グループがQuantum Energy Partnersの投資先であり、米国テキサス州にてガス開発・生産事業を行なう会社Rockcliff Energy II LLC（以下「RC社」といいます。）の全株式を取得し子会社化しました。

① 株式取得の理由

当社は、2020年に子会社化したTGNR社を通じてガス開発・生産事業を継続してまいりました。今後、米国内でLNG輸出基地の新設が進むなど、天然ガス需要の増加が見込まれている中、東京ガスグループは、中期経営計画「CompassTransformation23-25」において、北米でのシェールガス事業の拡大を掲げており、TGNR社が鉾区を保有するテキサス・ルイジアナエリアにおいて新たな優良資産の取得を模索していました。今回のRC社株式取得により、安定した収益基盤の構築を見込んでいます。

② 株式取得の相手先の名称

Rockcliff Intermediate Holdings LLC

③ 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株（議決権所有割合：0.0%）
(2) 取得株式数	全株式
(3) 取得価額	約2,700百万米ドル（約4,050億円）
(4) 異動後の所有株式数	全株式（議決権所有割合：100.0%）

④取得対象会社の名称及び事業内容

名称	事業の内容
Rockcliff Energy II LLC	テキサス州およびレイジアナ州におけるヘインズビル層・コットンバレー層他のガス開発・生産事業
Rockcliff Energy Operating LLC	
Rockcliff Operating LA LLC	

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務（会社法第799条第1項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

当社は、本吸収分割を行うにあたり、効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みに関し、以下のとおり判断しました。

- (1) 当社の最終事業年度の末日（2023年3月31日）以降本日までの間、当社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、効力発生日までに当社の資産及び負債の額が変動すること、及び本吸収分割により当社の資産及び負債の額が変動することを考慮しても効力発生日において当社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。
- (2) また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。
- (3) 以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断します。

以上

別紙1  
吸収分割契約の内容



# 吸 収 分 割 契 約 書



東京瓦斯株式会社  
株式会社ヒナタオエナジー



# 吸収分割契約書

株式会社ヒナタオエナジー（以下「分割会社」という。）と東京瓦斯株式会社（以下「承継会社」という。）は、分割会社の太陽光エネルギーサービス事業（以下「本件事業」という。）に関わる資産、負債及び当該事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（吸収分割）

- 分割会社は、吸収分割の方法により、本件事業に関して分割会社が有する第4条に定める権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。
- 本件吸収分割の効力は、承継会社を吸収合併存続会社、東京ガスリブソリューションズ株式会社（住所：東京都港区海岸一丁目5番20号）を吸収合併消滅会社とし、2024年4月1日を効力発生日とする吸収合併の効力発生を停止条件として、生ずるものとする。

## 第2条（当事会社の商号及び住所）

本件吸収分割の当事者は以下の通りとする。

- 吸収分割会社（分割会社）（商号）株式会社ヒナタオエナジー  
（住所）東京都港区海岸一丁目5番20号
- 吸収分割承継会社（承継会社）（商号）東京瓦斯株式会社  
（住所）東京都港区海岸一丁目5番20号

## 第3条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。ただし、本件吸収分割の手続きの進行に応じて必要があるときは、分割会社及び承継会社の合意により、これを変更することができる。

## 第4条（本件吸収分割により承継する権利義務）

- 承継会社は、本件吸収分割により、効力発生日の直前において分割会社に帰属する別紙承継権利義務明細表に記載の資産負債及び権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）の全部を分割会社より承継する。なお、承継対象権利義務のうち資産及び負債については、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした別紙承継権利義務明細表の金額に、効力発生日前日までの増減を加除して確定する。
- 前項の規定にかかわらず、承継対象権利義務のうち、法令、条例等により本件吸収分割による承継ができないもの、及び本件吸収分割による承継に関し契約上の定めに基づき、重大な支障が生じ又は生じる可能性があるものについては、分割会社及び承継会社が協議の上合意することによりこれを承継対象から除外することができる。
- 本条に基づき承継会社が分割会社から承継する債務に関しては、承継会社が免責的にこれを引き受ける。

## 第5条（本件吸収分割の対価）

承継会社は、本件吸収分割に際し、分割会社に対して株式その他の金銭等の対価を交付しない。

## 第6条（承継会社の資本金及び準備金）

承継会社は、本件吸収分割において資本金及び準備金の額を増加しない。



第7条 (分割承認決議)

1. 分割会社は、会社法第784条第1項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件吸収分割を行う。
2. 承継会社は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件吸収分割を行う。

第8条 (会社財産の管理等)

分割会社は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本件事業に係る業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に相手方の同意を得なければならない。

第9条 (分割条件の変更及び本契約の解除)

分割会社及び承継会社は、本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、分割会社または承継会社の資産状態、経営状態に重大な変更が生じた場合、法令に定める関係諸官庁その他第三者の承認が得られなかった場合、また本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、あらかじめ分割会社及び承継会社が協議の上、本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に際し必要な事項は、分割会社及び承継会社が協議して定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

2024年1月22日

分割会社：  
東京都港区海岸一丁目5番20号  
株式会社ヒナタオエナジー  
代表取締役 来村 俊郎



会社実印

承継会社：  
東京都港区海岸一丁目5番20号  
東京瓦斯株式会社  
代表執行役 笹山 晋一



会社実印

## 承継権利義務明細表

## 1. 資産

## (1) 流動資産

(単位：円)

項目	摘要	簿価 (2023年3月31日現在)
流動資産	本件事業に属する流動資産の一切	181,397,916円
合計		181,397,916円

## (2) 固定資産

(単位：円)

項目	摘要	簿価 (2023年3月31日現在)
固定資産	本件事業に属する固定資産の一切	44,840,036円
合計		44,840,036円

## 2. 負債

## (1) 流動負債

(単位：円)

項目	摘要	簿価 (2023年3月31日現在)
流動負債	本件事業に属する流動負債の一切	28,159,732円
合計		28,159,732円

## (2) 固定負債

(単位：円)

項目	摘要	簿価 (2023年3月31日現在)
固定負債	本件事業に属する固定負債の一切	150,000,000円
合計		150,000,000円

## 3. 雇用契約

承継会社は、本件事業に従事する従業員に係る雇用契約を承継しない。

## 4. その他の契約、権利義務

本件事業に関する契約及び権利義務一切

以上



別紙 2

吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

# 計 算 書 類

## 第 4 期

自 2022 年 4 月 1 日  
至 2023 年 3 月 31 日

株式会社 ヒナタオエナジー

# 1.貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流動資産】	【 466,989】	【流動負債】	【 196,318】
売掛金	8,024	短期借入金	160,000
電力販売売掛金	749	未払金	28,870
貯蔵品	1,577	未払法人税等	290
前払費用	554	賞与引当金	7,145
親会社CMS短期貸付金	424,869	未払事業税	12
仮払金	481	【固定負債】	【 939,000】
未収入金	29,019	親会社CMS長期借入金	939,000
貸倒引当金	△6		
その他雑流動資産	1,718	負債の部合計	1,135,318
【固定資産】	【 44,840】	純資産の部	
(有形固定資産)	( 43,395)	【株主資本】	【 △623,489】
機械装置	45,379	(資本金)	( 100,000)
工具器具備品	891	資本金	100,000
減価償却累計額	△2,875	(資本剰余金)	( 100,000)
(無形固定資産)	( 32)	資本準備金	100,000
ソフトウェア	32	(利益剰余金)	( △823,489)
(投資その他の資産)	( 1,412)	繰越利益剰余金	△823,489
長期前払費用	1,412		
		純資産の部合計	△623,489
資産の部合計	511,829	負債及び純資産の部合計	511,829

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 損益計算書

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

科 目	金 額	千円
【純 売 上 高】		
電力卸販売収益	153	
電力料金売上	1,083	
電力取次店手数料収入	2,559	
ガス取次店手数料収入	2,520	
サービス売上	159	
電力サービス売上	425	6,900
【売 上 原 価】		
電力販費消耗品費	201	
電力販費委託作業費	1,352	
電力販費減価償却費	2,852	
電力販費保険料	174	
電力販費通信費	39	
電力販費特定消耗品費	876	
原価取次店業務費用	530	
原価広告宣伝費	1,421	
原価支払手数料	3,201	
合 計	( 10,652 )	10,652
売 上 総 損 失		( 3,752 )
【販売費及び一般管理費】		311,957
営 業 損 失		( 315,709 )
【営業外収益】		
CMS貸付金利息	387	
雑 収 入	378	766
【営業外費用】		
CMS借入金利息	542	
固定資産除却損	2,484	
雑 損 失	772	3,798
経 常 損 失		( 318,742 )
【特別損失】		
減 損 損 失	26,670	26,670
税引前当期純損失		( 345,412 )
法人税及び住民税		290
当 期 純 損 失		( 345,702 )

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 株主資本等変動計算書

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

単位：千円

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	100,000	100,000	△477,786	△477,786	△277,786	△277,786
当期変動額							
当期純損益金				△345,702	△345,702	△345,702	△345,702
当期変動額合計				△345,702	△345,702	△345,702	△345,702
当期末残高	100,000	100,000	100,000	△823,489	△823,489	△623,489	△623,489

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産のうち機械装置及び工具器具備品は定率法によっております。耐用年数および残存価格については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
  - ② 無形固定資産のうちソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法  
貯蔵品の評価は主に総平均法による原価法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金 従業員への賞与支給見込み額のうち、当期対応額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準  
収益は実現主義、費用は発生主義により計上しております。
- (5) 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	428,704 千円
短期金銭債務	186,569 千円
長期金銭債務	939,000 千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引によるもの

売上高	5,298 千円
売上原価	1,720 千円
販売費及び一般管理費	65,629 千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	577 千円
営業外費用	597 千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における発行済株式の総数 普通株式 2,000 株

### 5. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金及びキャッシュ・マネジメント・システムに限定し、運用しております。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
売掛金	8,774	8,774	-
親会社 CMS 短期貸付金	424,869	424,869	
未収入金	29,019	29,019	
未払金	(28,870)	(28,870)	
1年以内親会社 CMS 長期借入金	(160,000)	(160,000)	
親会社 CMS 長期借入金	(939,000)	(939,000)	

(注1) 負債で計上されているものについては ( ) で示しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法

上表に記載の項目のうち、売掛金、貸付金、未収入金、未払金については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、借入金についても、親会社からの借入であるため、リスクが低く帳簿価額と時価は一致しています。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

特筆すべき取引はありません。

## 7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社の顧客との契約から生じる履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、連結注記表に記載されている事項と同一であります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	△311,744円55銭
1株当たり当期純利益	△172,851円43銭

以上の通りであります。

2023年6月29日

株式会社 ヒナタオエナジー

代表取締役社長 来村 俊郎

# 事業報告

## 第 4 期

2022年4月 1日から  
2023年3月31日まで

株式会社ヒナタオエナジー

# 第4期 事業報告

2022年4月1日から

2023年3月31日まで

## 1. 企業の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当社は、東京ガスグループの経営ビジョン「Compass2030」の中の「価値共創」のエコシステム構築の実現のために、当期も電力ガス取次事業および太陽光エネルギーサービス事業について「お客さまファースト」の考え方を重視し、お客さまが抱える課題の解決を目指して活動を実施しました。

#### 【電力ガス取次事業】

事業開始当初から苦戦していた契約数の大幅な伸び悩みを目標レベルまで回復することができないことから、事業撤退の判断をいたしました。撤退にあたっては、外国語対応プランを除く全てのプランにおいて、全てのお客さまの切り替えが完了いたしました。外国語対応プランについては、現在その取扱いを検討しております。

#### 【太陽光エネルギーサービス事業】

当事業の強みは技術的知見を深め、サービス化することです。この強みは東京ガスの研究所との連携はもちろんのこと各分野における専門性が高い企業との連携などを通じて実現できるものと認識しております。引き続き独自の価値を提供できるよう目指して参ります。

当社の収益は、売上高6百万円を計上、販売費及び一般管理費については311百万円となり、営業利益は315百万円の損失となりました。以上を受け、当期純利益については345百万円の損失となりました。

### (2) 投資の状況

太陽光エネルギーサービス向けの設備に45百万円を投資しました。

### (3) 資金調達の状況

事業成長に向けて、太陽光エネルギーサービス向けの設備投資を目的として、東京ガス(株)から長期借入金2.9億円を調達しました。

### (4) 対処すべき課題

電力ガス取次事業の課題は契約中のお客さまの対応です。「お客さまファースト」の考え方に則り対応して参ります。

太陽光エネルギーサービス事業は、お客さまが求める提供価値の確認とともに、営業および技術戦略の改善を継続して参ります。

### (5) 財産および損益の状況

(単位：千円)

項 目	第4期 (2022年度)
売 上 高	6,900

経常利益（損失）	△318,742
当期純利益（損失）	△345,702
一株当たり当期純利益（損失）	△172,851.43円
総資産額	511,829
純資産額	△623,489
一株当たり純資産額	△311,744.55円

## （６）重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社

企業名	被保有株式	主な事業
東京ガスリブソリューションズ株式会社	(出資比率 100%) 2,000株	新規事業の創出、新技術の開発、調査、研究

## （７）主な事業内容

1. ガス事業
2. 電気供給事業
3. ガス機器、厨房設備機器・空調設備機器・浴槽・洗面化粧台等住宅設備機器、エネルギー供給・発電・貯蔵・調整等のエネルギー関連設備のあっせんおよび販売
4. ガス機器、厨房設備機器・空調設備機器・浴槽・洗面化粧台等住宅設備機器、エネルギー供給・発電・貯蔵・調整等のエネルギー関連設備に関する権利の賃貸借、割賦販売、信用購入あっせんおよび売買
5. 新規事業の創出、新技術の開発、調査、研究
6. 新規事業の創出、新技術の開発、調査、研究、データ分析、マーケティング等に関するコンサルティング、支援
7. 情報処理・提供サービス業および通信サービスの提供ならびにコンピュータおよびその周辺機器・通信機器のハードウェア・ソフトウェアの製作および販売
8. 東京ガス株式会社およびその子会社・協力企業の受託業務
9. 前各号に付帯関連する事業

## （８）事業所

本社： 東京都港区浜松町二丁目3番1号

## （９）使用人の状況（2023年3月31日現在）

使用人：7人

## （10）主な借入先（2023年3月31日現在）

借入先	借入額
東京ガス株式会社	1,099百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |      |         |
|--------------|------|---------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 10,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 2,000株  |

(3) 株主数 1名

(4) 株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率(%)
東京ガスリブソリューションズ株式会社	2,000	100%

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役

代表取締役社長 来村 俊郎  
常務取締役 井上 智晴  
取締役 星崎 友洋 (東京ガスリブソリューションズ(株)代表取締役社長)  
取締役 来住野 将丈(東京ガスリブソリューションズ(株)常務取締役)  
監査役 野口 尚史

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：人・千円)

取締役		監査役		計	
支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
2	17,436	1	450	3	17,886

### 4. 内部統制の体制および方針

#### (1) 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

- ① 東京ガスグループにおけるコンプライアンス体制の基盤として定められた「企業行動理念」および「私たちの行動基準」を遵守する。
- ② 取締役会は、取締役会規則に基づき、内部統制の整備に係る基本方針を決定する。
- ③ 業務執行にあたる取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制を整備する役割と責任を負う。
- ④ 取締役は、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会および監査役に報告する。
- ⑤ 取締役の職務執行に対し、監査役が法令および定款に基づき監査する体制を確保する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則および情報セキュリティ管理規則に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

#### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款、ならびに取締役会規則が定める取締役会付議事項を決議する。また、同規則に基づき、取締役会を原則として3か月に1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。なお、経営に係わる重要事項については、部長以上で構成する経営会議において審議する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、職責権限表において、それぞれの責任者、およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- ③ 代表取締役は、取締役会規則の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告する。
- ④ 取締役会は、中長期経営計画・単年度経営計画や事業戦略の策定、それに基づく主要

経営目標の設定、及び進捗についての定期的な検証を行うことにより、効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。

#### **(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 取締役会は、東京ガス株式会社が定めたリスク統制規則に基づき、業務執行に係る重要リスクを特定する。また、取締役会は毎年、当該重要リスクを見直す。
- ② 投資、出資、融資および債務保証に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価を行い、その結果を踏まえて経営会議もしくは取締役会に付議する。
- ③ 非常災害、非常事態等の不測の事態が発生した場合には、所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ④ 社内各部門が、業務遂行に伴うリスクを自ら把握すると共に、対応策を自ら策定・実施しリスクを管理する体制を整備する。

#### **(5) 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制**

- ① コンプライアンス体制の適切な整備・運用を推進するため、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等についての相談窓口の設置を周知する。また、相談窓口を利用した者が、当該利用をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- ② 当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況については、東京ガス株式会社のコンプライアンス部の監査を受け、問題があると認めるときは、その改善をおこなう体制とする。

#### **(6) 業務の適正を確保するための体制**

- ① 東京ガスグループの「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守、および業務の適正を確保するために必要な諸規則を制定する。また、取締役および監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。
- ② 東京ガス株式会社が定めた子会社管理規則に従い、株主権行使に関する事項等重要事項についての同社の承認を受け、または報告等を行う。
- ③ 東京ガス株式会社の管理その他の点が、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、同社コンプライアンス部等適切な部門へ報告する体制とする。また、上記問題に対し、取締役および監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。
- ④ 監査役が、東京ガス株式会社各部と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な監査を実施できる体制とする。
- ⑤ 東京ガスのインサイダー取引防止および情報開示に関する定めに従い、該当する情報の取扱いの適法性・適正性・迅速性を確保する。

#### **(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役が実効的に行われることを確保する体制**

- ① 監査役が、監査役の仕事の執行に必要な事項に関して随時、取締役および使用人に対して報告を求められることができる体制とする。また、報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- ② 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要情報に関する情報を入手できること、を保証する。
- ③ 監査役が、東京ガス株式会社監査役、および同社監査部と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

## 5. 内部統制の体制および方針の運用状況の概要

### (1) 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

当期は取締役会を7回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、取締役等から業務執行につき報告を受けました。

以上の取締役の職務執行について、監査役は、監査役監査基準および監査計画を整え、適正な、監査を行いました。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録を適正に作成・管理しており、取締役等から要請がある場合は閲覧できるように保管しています。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当期は取締役会を7回開催しました。

職責権限表において、それぞれの責任者およびその責任を定め、業務を執行しました。業務執行の状況を取締役に実施しました。

### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係る重要リスクについては、2022年度の環境変化を踏まえ、当社の事前承認・取締役会での決議を経て、東京ガス株式会社に報告しています。

### (5) 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

当社は、東京ガスリソリューションズ(株)経営企画部長をコンプライアンス相談窓口として設置しました。また、東京ガスコンプライアンス相談窓口の設置を周知しています。

### (6) 東京ガス株式会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

東京ガス株式会社の子会社管理規則に基づき、当社の経営計画や投資等に関する重要事項について、東京ガス株式会社の承認を得ております。

### (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査役は取締役会等に出席し、取締役の業務執行状況をはじめ内部統制の体制および方針の整備・運用状況を独立した立場から監視・監督を行っております。
- ② 監査役は、東京ガス株式会社の監査役および監査部と連携して監査を行うとともに、必要に応じて情報・意見交換を行うことで、監査の実効性を確保しています。なお、東京ガス株式会社の監査役監査計画に基づき、監査役監査が実施され、適切な助言を受けています。

株式会社ヒナタオエナジー  
代表取締役社長 来村 俊郎



# 監査報告書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役及び使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている「取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制」に関して、業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年1月9日

株式会社ヒナタオエナジー

監査役 野口 尚史 